

豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、地域猫活動を行う団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づき、飼い主のいない猫を当該地域住民等の理解と協力の下、地域に認められた餌やり方法等のルールに基づいて適切に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 飼い主がいない猫が生息する地域の市民等2人以上で構成され、地域猫活動を行う団体（同一世帯の者のみで構成される団体を除く。）をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う不妊手術（卵巣又は卵巣および子宮を摘出する手術）又は去勢手術（精巣を摘出する手術）をいう。
- (5) 動物診療所 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定める診療施設で動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域猫活動団体のうち、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体とする。

(登録申請等)

第4条 補助対象者としての登録の承認を受けようとする地域猫活動団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 団体構成員名簿
- (4) 活動場所の地図（えさ場、トイレの位置等を図示すること。）

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第3

号)により当該申請をした地域猫活動団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた地域猫活動団体(以下「登録団体」という。)は、団体を解散したとき、又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体名
 - (2) 団体の代表者に関する事項
 - (3) 構成員
 - (4) 活動場所
- (登録団体の取り消し)

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書(様式第5号)により、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないと認めるとき。
 - (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めるとき。
- (補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体が、飼い主のいない猫に動物診療所において不妊去勢手術を行い、当該猫に手術済であることを識別することができる措置を行う事業とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、不妊去勢手術に要した費用の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、不妊手術にあっては1匹につき12,000円、去勢手術にあっては1匹につき7,000円を限度とする。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、地域猫不妊去勢手術補助金交付申請書(様式第6号)に不妊去勢手術に要した費用の領収書の写しを添えて、不妊去勢手術の完了した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、地域猫不妊去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により申請をした登録団体に通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金の額の確定については、前項の規定によ

る通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた登録団体(以下「補助団体」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、地域猫不妊去勢手術費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) その他補助金の交付が著しく不相当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したとき、又は補助金の返還を求めるときは、地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)又は地域猫不妊去勢手術費補助金返還通知書(様式第10号)により補助団体に通知するものとする。

(遵守事項)

第12条 補助団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

(2) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(3) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫には、不妊去勢手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

地域猫活動団体登録申請書

年 月 日

豊川市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号

㊟

特定の飼い主がなく、市内に住み着いている猫を適正管理しながら共生していく地域猫活動の目的と内容を理解した上で、下記のとおり地域猫活動団体の登録を申請します。

記

団体名	
活動場所 ※施設名、住所等	※活動場所の地図を添付すること（トイレ及びえさやりの場所を図示したもの）
団体の人数	人（別紙名簿を添付すること）
管理している猫の数	匹
所有者のいない猫であることの確認方法	※組回覧や近所への聞き取り等を記載すること。
地域猫活動に対する確認者	氏名 ※町内会長等にお問い合わせすること

様式第2号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

団体名

代表者 住所

氏名

④

電話番号

- 1 愛知県の「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」を理解した上で、地域猫活動を行います。
- 2 置き餌をせずにしっかり餌の回収を行うなど適切な餌やりを行います。
- 3 トイレの設置場所を選定し、清掃をきちんと行います。
- 4 地域猫活動に伴うトラブルが起きた際は、責任を持って対処します。
- 5 手術後の猫については、耳カット等の措置を講じます。
- 6 地域猫活動団体として登録することについて、全ての構成員が了承していることを誓約します。

様式第3号（第4条関係）

地域猫活動団体登録承認・不承認通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

豊川市長

印

年 月 日に申請のありました地域猫活動団体登録申請書について、豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第4条第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 団体登録することを承認します。（承認番号：第 号）
- 2 団体登録することを不承認とします。
理由：

様式第4号（第4条関係）

地域猫活動団体解散・登録事項変更届

年 月 日

豊川市長 様

届出者 団体名
住所
代表者 ⑩
電話番号

地域猫活動団体の 解散 ・ 登録事項変更 したので、次のとおり届け出ます。

承認番号	第 号
承認年月日	年 月 日
変更内容	旧
	新
解散・変更年月日	年 月 日

様式第5号（第5条関係）

地域猫活動団体登録取消通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

豊川市長

印

年 月 日付第 号で承認をした地域猫活動団体登録について、豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、下記の理由により団体登録を取り消しますので通知します。

記

理由

様式第6号（第8条関係）

地域猫不妊去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 様

申請者 団体名
住所
代表者 ④
電話番号

豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象件数	不妊手術 匹 ・ 去勢手術 匹
申請額	円

※不妊去勢手術に要した費用の領収書の写しを添付すること。

様式第7号（第9条関係）

豊環指令第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

豊川市長 印

地域猫不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付します。
交付決定額 金 円

2 交付しません。

理由

様式第8号（第10条関係）

地域猫不妊去勢手術費補助金請求書

年 月 日

豊川市長 様

申請者 団体名
住所
代表者 ⑩
電話番号

豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、
年 月 日付け豊環指令第 号で交付決定を受けた豊川市地域猫不妊去勢
手術費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

振込先口座	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		
	支店名	支店・支所		
	口座番号		種類	普通・当座
	フリガナ 口座名義人			

様式第9号（第11条関係）

豊環第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

豊川市長

印

地域猫不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊環指令第 号で交付決定をした豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金については、下記のとおり取り消します。

記

1 取り消しの内容

2 取り消しの理由

様式第10号（第11条関係）

豊環第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

豊川市長 印

地域猫不妊去勢手術費補助金返還通知書

年 月 日付 豊環指令第 号で交付決定を受けた豊川市地域猫不妊去勢手術費補助金について、速やかに返還してください。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還理由